

## 社会保険労務士

労働及び社会保険法令に基づく申請等を業とすることは、国家資格を付与された社会保険労務士(社労士)だけです。社労士でない者がこれらを業として行った場合は、法律により罰せられます。

### 長時間労働と働き方改革について考える

今号より掲載を担当させていただくことになりました特定社会保険労務士の今村と申します。昨年東京より旭川へ帰郷し社労士事務所を開設させていただきました。

昨今、連日のように労働問題について報道されておりますが、今号ではその中で長時間労働についてお話をいたします。

先日、労働基準法改正案の内容に「残業時間」「月100時間未満」とする条件が盛り込まれることが決定しました。事実上上限が設けられていなかった残業時間に企業に対して初の罰則規定が設けられそうです。月の残業上限時間100時間と聞くと「国が過労死を黙認しているようなもの」との意見も出ているようですが、これは各経済団体

とも交渉を重ね、現産業構造との兼ね合いをもつての決定時間であり、「施行5年で見直すこと」が合意に含まれているなどの経過的措置である点も是非注目したいところです。

さて、北海道の労働時

社長!!その悩み…

# 社労士

(社会保険労務士)

## が解決します。

間の状況はどうでしょうか。厚生労働省などの調べによると、道内の労働者一人当たりの年間労働時間(平成27年)は2051時間と全国平均より25時間長いという結果が出ており、全国平均と比べ長時間労働の傾向にあ

ると言えそうです。

長時間労働の弊害にとしては、生産性や業務効率の低下を引き起こす等の直接的要因に限らず、労働者の精神疾患の発症、過労死、過労自殺等、健康、もしくは人命に関わる影響及びサービス残業(残業代未払い)など賃金の不払い等労働問題の要因となる可能性があり、最悪の場合、企業として事業存続に影響する場合もあるでしょう。

また、今後労働力人口がさらに低下し、人材不足が加速する中、企業を支える有能な社員を確保し続けるには、労働者から選ばれる企業を目指すことが、企業を発展させる一手と言っても過言ではない状況です。なぜなら現に人手不足で店舗を閉鎖、もしくは廃業に追い込まれている企業も出ているからです。

ている企業において、労働時間の短縮を実現するには、業務の見直しを図り、必要ならば、問題となる業務を切り捨てるなど経営的判断が必要であり、かつ現場の業務変革における混乱を避ける必要があるため段階的に行わなければならず、相当の期間を見据えなければなりません。なるべく早めに専門家にご相談の上、着手されることをお勧め致します。

今回の執筆担当



**今村速人** 社会保険労務士事務所  
旭川市忠和8条5丁目1-2  
☎0166-73-8721  
▼ホームページ <http://www.imamura-sr.jp/>  
今村速人 (いまむら はやと)

おかげさまで創業119年

のれん・祥天・社旗・安全旗・大漁旗・のぼり・手拭い・タオル

# 株式会社 近藤染工場

旭川市1条通3丁目右1号 電話 (0166) 22-2255番  
FAX (0166) 24-5406番

